

主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化に関する特記仕様書

第1条（専任規程）

建設業法施行令第27条（昭和31年政令第273号）に定める工事現場に置く主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）は、請負代金が4千5百万円（建築一式工事である場合にあっては、9千万円）以上の建設工事については、工事現場ごとに専任の者でなければならない。

第2条（専任を要しない期間の設定）

以下の各号に掲げる期間については、建設工事の適正な施工を確保しつつ、建設業の生産性の向上を図るため、監理技術者等の専任を要しないものとする。

- （1）請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- （2）工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等のため、工事を全面的に一時中止している期間
- （3）橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、その他の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- （4）監督員との出来形確認に係る協議が終了してから工事検査日までの、工事現場が実質的に稼働していない期間で、受注者からの申出を発注者が承諾した場合。ただし、工事検査及び臨機の対応等を行う日を除く。
- （5）工事完成後、検査が終了し（ただし、発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（工事完成検査済書における日付）とする。